

令和 5 年

第 1 回西秋川衛生組合議会定例会

会 議 録

令和 5 年 2 月

西 秋 川 衛 生 組 合

令和5年第1回西秋川衛生組合議会
定 例 会

2月27日（月曜日）

出席議員（13名）

1 番 窪島 成一 議員	2 番 関口えり子 議員
3 番 大久保昌代 議員	5 番 中村 一広 議員
6 番 中村のりひと議員	7 番 川脇 敏徳 議員
8 番 大澤 弘子 議員	9 番 濱中 直樹 議員
10 番 野村 雅巳 議員	11 番 松村 哲朗 議員
12 番 木村 圭 議員	13 番 宮野 亨 議員
14 番 森田 紀子 議員	

欠席議員（ 0名）

出席説明員

管 理 者	中嶋 博幸 君
副管理者	田村みさ子 君
副管理者	坂本 義次 君
副管理者	師岡 伸公 君
あきる野市環境経済部生活環境課長	松村 直人 君
日の出町生活安全安心課長	野口 誠 君
檜原村産業環境課長	坂本 雅人 君
奥多摩町環境整備課長	坂村 孝成 君

事務局出席説明員

事務局長	田中 紀秀 君
事務局次長	内倉 厚 君
庶務係長	乙訓 茂 君
庶務係主任	青木 克泰 君

令和5年第1回西秋川衛生組合議会定例会議事日程

令和5年2月27日（月）午後2時00分開議

日 程	番 号	件 名
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	専決第1号	専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
日程第 5	議案第1号	西秋川衛生組合個人情報保護法施行条例
日程第 6	議案第2号	西秋川衛生組合一般職の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例
日程第 7	議案第3号	西秋川衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第4号	令和4年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更について
日程第 9	議案第5号	令和4年度西秋川衛生組合会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第6号	令和5年度西秋川衛生組合構成市町村負担金について
日程第11	議案第7号	令和5年度西秋川衛生組合会計予算

午後1時53分 開会・開議

○議長（窪島 成一議員） 皆さん、こんにちは。令和5年第1回西秋川衛生組合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

気温はまだ低いとはいえ、少しずつ春の到来が感じられる今日この頃でございます。議員各位におかれましては、公私ともに御多忙中、本定例会に御参集をいただき、開会できますことに対し、心から御礼申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症につきましては、新規感染者数は減少傾向にあります。基本的な感染症対策は継続していく必要があります。本定例会におきましても、感染症防止の観点から、窓及び入り口を開放し、換気を行いますので、御了承願います。また、マスクの着用につきましても、御協力をお願いいたします。

さて、本定例会に提出される案件は、諸議案につきましては後ほど管理者から説明がございますが、議員各位におかれましては、円滑に議事が進められるよう、御審議いただきたくお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ —————

○議長（窪島 成一議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、西秋川衛生組合議会会議規則第79条の規定により、議長において、12番木村圭議員、13番宮野亨議員を指名いたします。

————— ◇ —————

○議長（窪島 成一議員） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪島 成一議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

————— ◇ —————

○議長（窪島 成一議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

議長としての報告を行います。

管理者から付議された案件は、専決1件、議案第1号から議案第7号までの8件でございます。

また、関係議案の資料につきましては、配付のとおりでございます。



○議長（窪島 成一議員） 次に、管理者から発言の申出がありますので、許可いたします。管理者。

○管理者（中嶋 博幸君） こんにちは。令和5年第1回西秋川衛生組合議会定例会が開催されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今週から一気に春めいた陽気になると言われていますけれども、今度は逆に花粉症がかなり厳しいシーズンになるなと感じています。

議員の皆様方におかれましては、御多忙の中、本定例会に御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、当組合の運営でございますが、熱回収施設が9年、し尿処理施設が5年を経過しようとしています。その間、大きな問題もなく、おおむね順調に稼働しております。今後も安全・安心な運営を心がけ、圏域住民の生活環境の維持及び循環型社会の形成に寄与してまいりたいと考えております。

また、地元自治会との協定の中で懸案事項となっております網代橋の架け替えにつきましては、あきる野市において既存の橋の撤去に係る設計を予定していることから、来年度予算の地元対策経費において負担金として計上しております。今後につきましては、工事等の進捗に応じて協定書に基づいた対応が必要なことから、構成市町村と共に協議しながら、適切に進めていきたいと考えております。

本日の案件でございますが、職員の給与に関する条例改正の報告及び承認並びに令和5年度会計予算をはじめとする議案8件を提出しております。内容につきましては、順次御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶及び報告とさせていただきます。

貴重な時間をいただきまして、大変ありがとうございます。



○議長（窪島 成一議員） 日程第4、専決第1号、専決処分した西秋川衛生組合一般

職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（中嶋 博幸君） ただいま上程されました専決第1号について御説明申し上げます。

本件につきましては、東京都人事委員会の勧告に伴うあきる野市職員の給与改定に準じて規定を整備する必要が生じたため、令和4年11月25日付をもって専決処分いたしましたので、御報告を申し上げ、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますよう、お願いいたします。

○議長（窪島 成一議員） 事務局長。

○事務局長（田中 紀秀君） それでは、御説明させていただきます。

議案書を御覧ください。専決第1号議案書の裏面が専決処分書になります。その右側のページが改正条文となっております。

本件につきましては、東京都人事委員会の勧告に準じまして、職員の給与を改定するものでございます。

改正内容につきまして御説明させていただきます。

第1条につきましては、今回の勧告で示されました勤勉手当0.1月分を令和4年度は12月期の勤勉手当で引き上げるため、第23条第2項中3級職員以下の「100分の102.5」を「100分の112.5」に、4級職員の「100分の122.5」を「100分の132.5」に改め、再任用職員については0.05月分引き上げることから、3級職以下の「100分の50」を「100分の55」に、4級職の「100分の60」を「100分の65」に改めるものでございます。

さらに、一般職及び業務職の給料月額を初任層を主として0.2%引き上げることから、別表第1及び別表第1-2それぞれの給料表の一部を改めるものでございます。

第2条につきましては、勤勉手当0.1月の増額分を、令和5年度以降は6月期と12月期に0.05月ずつ配分するため、先ほど御説明いたしました改正後の第23条第2項中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に改め、再任用職員の引上げ分の勤勉手当0.05月についても、令和5年度以降は6月期

と12月期に0.025月ずつ配分するため、「100分の55」を「100分の52.5」に、「100分の65」を「100分の62.5」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、第1条の規定については公布の日から、第2条の規定については令和5年4月1日から施行するもので、このうち第1条の別表の改正規定については、令和4年4月1日に遡って適用するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（窪島 成一議員） これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪島 成一議員） 質疑なしと認めます。

これより、専決第1号、専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪島 成一議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

————— ◇ —————

○議長（窪島 成一議員） 日程第5、議案第1号、西秋川衛生組合個人情報保護法施行条例の件を議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（中嶋 博幸君） ただいま上程されました議案第1号について御説明申し上げます。

本議案につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例を制定するものでございます。

内容につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（窪島 成一議員） 事務局長。

○事務局長（田中 紀秀君） 議案第1号につきまして御説明申し上げます。

国は、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立等を

図るため、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、民間事業者、国の行政機関、地方公共団体等について異なっていた規律を統一化することとしました。令和5年4月以降、法に基づいて個人情報の収集、利用、提供等を行うことにより、法の施行のために必要となる事項を定めるため、標記条例を制定するものであります。

条例の主な内容ですが、第2条では実施機関について規定します。実施機関は管理者及び監査委員となります。

第3条の基本理念は、法に規定する基本理念のほか、自己に関する個人情報は開示、訂正及び利用停止を求める権利が保障されるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない旨を規定します。

第10条の情報公開・個人情報保護審査会への諮問は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、情報公開条例第21条に規定する情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる旨を規定します。

第4条は不開示情報に関する規定、第5条は開示請求に係る手数料等に関する規定、第6条は開示請求の手続に関する規定、第7条は開示決定等の期限に関する規定、第8条は訂正請求の手続に関する規定、第9条は利用停止請求の手続に係る規定となっております。

施行日は令和5年4月1日とします。

また、附則でございますが、情報公開条例及び非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例について、個人情報保護法施行条例制定に伴い、規定を合わせるために改正するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（窪島 成一議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。中村のりひと議員。

○6番（中村のりひと議員） 個人情報というところで、特にこの西秋川衛生組合の施設の状況等からすると、そんなに個人情報というものがないと思うのですけれども、今、私もここに来る前に、ちょうど持ち込みごみを持ってきたところであります。そういったところの個人情報というのはあつたりだと思います。あとは施設の見学とかで、例えば学校単位で来たりとか、そういった場合、個人情報等を取

るのかどうかあれですけれども、いわゆるここで扱う個人情報というものはどういったものがあるのか、一応確認だけさせていただければと思います。

○議長（窪島 成一議員） 事務局長。

○事務局長（田中 紀秀君） 当衛生組合で取り扱う個人情報は何かという御質問でございますが、今、議員がおっしゃったとおり、持ち込みごみを持ち込んでいただく際に申請を出していただきまして、そこに住所、氏名、連絡先等を記入していただく。こちらを保管するというのが私どもで取り扱う個人情報という形になります。

この利用に関しましては、持ち込んでいただいた後、保管するというだけで、その情報をそのほかに何か利用するといったことはございませんので、一応取り扱っているのは持ち込みごみの個人情報という形になります。

以上でございます。

○議長（窪島 成一議員） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪島 成一議員） 質疑なしと認めます。

次に討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪島 成一議員） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号、西秋川衛生組合個人情報保護法施行条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪島 成一議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長（窪島 成一議員） 日程第6、議案第2号、西秋川衛生組合一般職の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（中嶋 博幸君） ただいま上程されました議案第2号について御説明申し

上げます。

本議案につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、職員の定年を引き上げるほか、所要の規定の整備をするため、西秋川衛生組合一般職の職員の定年等に関する条例のほか4つの条例を改正するとともに、西秋川衛生組合の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

内容につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（窪島 成一議員） 事務局長。

○事務局長（田中 紀秀君） それでは、議案第2号について御説明いたします。

本議案につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されることに伴い、西秋川衛生組合一般職の職員の定年等に関する条例ほか4条例を一部改正し、併せて西秋川衛生組合職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

主な改正内容について説明させていただきます。

初めに、第1条の西秋川衛生組合一般職の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例でございます。本改正により第6条から第13条までの規定を新設いたしますので、目次を新たに設けるものです。

第1条につきましては、地方公務員法から引用する定年に関する条項の規定がずれ、また、同法に新たに設けられた役職定年に関する規定等を引用するため、条項を改めるものです。

第3条につきましては、職員の定年年齢を60年から65年に改めるものです。

第4条につきましては、第6条以下に新たに規定する役職定年制及び管理監督職の特例任用の規定の設置に伴い、定年年齢を迎えた職員の勤務延長の規定である本条を整備するものです。

第3章といたしまして、管理監督職勤務上限年齢の規定を新たに定めるものです。

まず、第6条は役職定年制度の対象となる管理監督職を定義し、第7条は管理監督職の上限年齢を定め、第8条は役職定年に伴う降任について定めたものです。

第9条から第11条は、役職定年制により降任の対象となる管理監督職が一定の事由に該当する場合は、3年を上限として当該管理監督職に引き続き勤務させること

ができる特例任用に関する規定です。

第12条は、定年前再任用短時間勤務職員の任用の規定を新たに設けるものです。

次に、附則でございます。

附則の第2項は、本則の第3条の定年年齢を65年に引き上げた規定について経過措置を設けるもので、第3項は、60歳になる前の年度で定年に関する情報提供や意思確認を行う旨を定めたものです。

次に、改正条例の附則でございます。

第2条は、本改正における経過措置の規定でございます。

第1項及び第2項は、本改正の施行前に改正前の第4条の規定に基づく勤務延長を受けた職員に対する経過措置について、第4項から第18項までは、定年の段階的引上げ期間中に定年を迎えた職員を65歳まで再任用する暫定再任用職員の任用等に関する規定です。第19項は、定年前再任用短時間勤務の職員の任用に関する経過措置の規定で、第20項は、地方公務員法の一部を改正する法律の附則において条例で定めることとしている年齢を定めるものです。

次に、第2条の西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第4条第9項の改正につきましては、再任用職員の給料月額に関する規定を定年前再任用短時間勤務職員の給料月額に整備するもので、併せて第4条の2の規定を削るものです。

第16条から第23条の5までの改正規定は、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に整理するものでございます。

附則第5項から第12項までの規定の新設につきましては、定年延長となった職員の給料等に関する経過措置でございます。

附則第5項につきましては、60歳に達した職員が最初に迎える4月1日に適用する給料月額を、当分の間、その前日までの給料月額に100分の70を乗じた額とする規定です。

第7項及び第8項は、役職定年制により管理監督職から降任した職員について、60歳になってから最初に迎える4月1日に受ける給料月額がその前日までの給料月額の70%に達しない職員に当該不足額分を支給する調整の規定です。

第9項は役職定年者以外の職員で70%に達しない職員に当該不足額分を支給する規定で、第10項は主に人事交流等により管理監督職以外の職に採用された職員を想定し、70%に達しない場合に調整する規定となっております。

附則の改正でございますが、第2条第1項は、本改正の施行日前に勤務延長されている職員に対しては7割措置を適用しないこと、第2項から第6項までは、暫定再任用職員の給料に関する経過措置の規定となっております。

次に、第3条の西秋川衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

第2条第1号アからエまでの改正は、10月定例会議で専決処分した規定につきまして、議決後に公表された東京都の改正内容に合わせるため、構成と文言の修正をするものです。

同条第3号及び第4号並びに第7条及び第8条の改正は、定年の引上げに関する改正です。

次に、第4条の西秋川衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

第2条から第4条まで及び第13条の規定中、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員等に改めるものです。

最後に、第5条の西秋川衛生組合職員の再任用に関する条例の廃止でございます。

本改正条例第1条の西秋川衛生組合一般職の職員の定年等に関する条例において、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を規定したことなどに伴い、本条例を廃止するものです。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（窪島 成一議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪島 成一議員） 質疑なしと認めます。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪島 成一議員） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号、西秋川衛生組一般職の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(窪島 成一議員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長(窪島 成一議員) 日程第7、議案第3号、西秋川衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者(中嶋 博幸君) ただいま上程されました議案第3号について御説明申し上げます。

本議案につきましては、職員との均衡を図るため、会計年度任用職員の期末手当を改定することから、規定を整備するものでございます。

内容につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長(窪島 成一議員) 事務局長。

○事務局長(田中 紀秀君) それでは、議案第3号の内容について御説明いたします。

本議案につきましては、東京都人事委員会の勧告に準ずる職員の給与改定に合わせ、職員との均衡を図るため、会計年度任用職員の期末手当を0.05月分引き上げることから、規定を整備するものでございます。

令和5年の6月期及び12月期に支給する期末手当について、均等の月数分を支給することとするため、「100分の67.5」を「100分の70」に改めるものでございます。

附則でございますが、令和5年4月1日から施行するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長(窪島 成一議員) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(窪島 成一議員) 質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(窪島 成一議員) 討論なしと認めます。

これより、議案第3号、西秋川衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(窪島 成一議員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長(窪島 成一議員) 日程第8、議案第4号、令和4年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更について、及び日程第9、議案第5号、令和4年度西秋川衛生組合会計補正予算案(第2号)の2件を一括議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者(中嶋 博幸君) ただいま一括上程されました議案第4号及び議案第5号について御説明申し上げます。

議案第4号につきましては、令和4年度の西秋川衛生組合構成市町村負担金4885万2000円を減額し、変更後の負担金の総額を12億2718万6000円とするものでございます。

次の議案第5号は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の補正額は、それぞれ1049万5000円を減額し、補正後の予算総額を13億7538万4000円とするものでございます。

各議案の内容につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長(窪島 成一議員) 事務局長。

○事務局長(田中 紀秀君) それでは、御説明させていただきます。

まず、議案第4号、令和4年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更についてで

ございます。

議案書の表中、変更前の負担金の合計は12億7603万8000円から4885万2000円を減額し、変更後の負担金の合計を12億2718万6000円とするものでございます。構成市町村別の変更額は記載のとおりでございます。

要因につきましては、議案第5号で御説明させていただきますが、歳入におきましては、廃棄物処理手数料及び有価物の売却代の増額によるものなどでございます。

また、歳出におきましては、契約額の確定に伴う契約差金及び執行見込額を確定したことによるものなどでございます。

議案書の次のページの別紙を御覧いただきたいと思っております。ごみ処理に係る負担金の変更後のそれぞれの構成市町村の負担金の額及び負担割合につきましては、表記載のとおりであります。

次ページの右側には、負担金算出基礎が異なるし尿処理に係る市町村別の負担金の変更の表を添付しております。

別紙のそれぞれの裏面にごみ処理及びし尿処理の負担金算出のための基礎数値及び計算式を記載しておるところでございます。

次に、議案第5号、令和4年度西秋川衛生組合会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

歳入について御説明させていただきます。補正予算説明書の8ページ、9ページをお開きください。

款01負担金でございますが、議案第4号で御説明しましたとおり、構成市町村の負担金を4885万2000円減額するものでございます。

次に、款02使用料及び手数料の補正額300万円は、右ページ説明欄のとおり、廃棄物処理手数料収入の増額が見込まれるためでございます。

次に、款05諸収入の補正額3535万7000円の増額ですが、右ページ説明欄のとおり、有価物売却代の増加が見込まれるため増額するものでございます。要因は、有価物のうち金属類、古紙類等の買取り価格が昨年よりも上昇したためでございます。

また、福島原子力発電所事故に係る損害賠償料ですが、当時、事故の影響で発生した費用について、東京電力が補償を行うという制度がございました。平成26年当時に、当時の秋川衛生組合で申請した費用につきまして、賠償の対象外となった経

緯がございました。しかしながら、このたび東京電力における賠償可否判断の見直しによりまして、当該経費が損害賠償の対象となったものでございます。

次に、10ページ、11ページをお開きください。歳出について御説明いたします。

まず、款02総務費、目01組合事務所費の補正額524万2000円を減額いたします。主な内訳は右ページ説明欄の01総務事務経費につきまして、庁用自動車の購入費等の契約額の確定に伴い生じた契約差金の減額でございます。

次の02企画計画経費につきましては、一般廃棄物処理基本計画策定業務委託料等の契約額の確定に伴い生じた契約差金の減額でございます。

次の03施設管理経費につきましては、緑地管理業務委託料の契約額の確定に伴い生じた契約差金の減額でございます。

次の40一般職員人事管理経費につきましては、職員手当における勤勉手当の支給率の増に伴う増額でございます。

次に、款03廃棄物処理費、目01ごみ処理施設管理費の補正額366万4000円、こちらの減額でございます。内訳は右ページの説明欄、ごみ処理管理経費につきまして、各業務委託の今後の執行見込額を算出し、減額するものでございます。

目02最終処分場施設管理経費の補正額158万9000円減額でございます。内訳、右ページの02公害防止対策経費につきましては、契約額の確定に伴い生じた契約差金の減額でございます。

03施設維持管理経費につきましては、契約額の確定に伴い生じた契約差金などの減額でございます。

以上、議案第4号及び議案第5号の説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（窪島 成一議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪島 成一議員） 質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪島 成一議員） 討論なしと認めます。

本案2件を一括議題といたしましたが、採決については個別に行います。

これより、議案第4号、令和4年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(窪島 成一議員) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号、令和4年度西秋川衛生組合会計補正予算(第2号)の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(窪島 成一議員) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○議長(窪島 成一議員) 日程第10、議案第6号、令和5年度西秋川衛生組合構成市町村負担金について、及び日程第11、議案第7号、令和5年度西秋川衛生組合会計予算の2件を一括議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者(中嶋 博幸君) ただいま一括上程されました議案第6号及び議案第7号について御説明申し上げます。

議案第6号につきましては、令和5年度の西秋川衛生組合構成市町村負担金を11億7600万円に定めるものでございます。

次の議案第7号は、令和5年度西秋川衛生組合会計予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億7637万8000円とするものでございます。

内容につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長(窪島 成一議員) 事務局長。

○事務局長(田中 紀秀君) それでは、御説明いたします。

まず、議案第6号、令和5年度西秋川衛生組合構成市町村負担金についてでござい

ます。

初めに、現在、施設運営基金に積み立てておりますし尿処理施設跡地の売却による収益の活用につきまして、跡地売却等検討委員会において、構成市町村の今後の負担金を平準化するという検討結果が示されましたことは、以前に御説明申し上げたところでございます。

この検討結果を受けまして、令和5年度以降、当面の間、負担金平準化のため、施設運営基金からの繰入れを算出に加えております。よって、併せて御説明をさせていただきます。

負担金総額は、議案書の合計欄のとおり11億7600万円でございます。各構成市町村の負担金につきましては、記載のとおりでございます。

算出基礎は、次ページの別紙を御覧いただきたいと思います。

ごみ処理に係る負担金の算出基礎でございます。表の上段の内訳でございますが、こちらの割合は、平等割10%、人口割30%、利用割60%となっております。

その横の※(1)計(基礎額)という欄でございますが、合計で11億1351万5000円となります。こちらが算出基礎に基づく金額となります。構成市町村ごとの基礎額及び負担割合は記載のとおりでございます。

上段右側の※(2)負担金(基準額)という欄でございますが、こちらは平準化のための基準額ということになります。事務局におきまして作成をいたしました素案というものを基に構成市町村と協議しました結果、直近4年間の負担金の額の平均額を基準額としたものでございまして、合計欄10億1900万円となり、こちらの金額が本議案で提出させていただきました負担金の金額ということでございます。

その右の欄の※(3)差額という欄でございますが、算出基礎に基づく※(1)基礎額から※(2)の基準額を差し引いたもので、合計9451万5000円となりますが、こちらが負担金平準化のために、今回、施設整備基金から繰り入れる金額となっております。

次のページをお開きいただきまして、右ページを御覧ください。し尿処理に係る負担金の算出基礎でございます。表の上段の内訳のとおり、算出割合は平等割5%、利用割95%となっており、※(1)計(基礎額)の合計2億5975万4000円、その右の欄が負担割合となっております。※(2)負担金(基準額)及び※(3)差額の算出

方法につきましては、先ほど御説明いたしましたごみ処理と同様で、負担金（基準額）の合計額は1億5700万円、基金から繰り入れる合計額は1億275万4000円となります。

なお、算出基礎の数値及び計算式はごみ処理、し尿処理それぞれ裏面に記載しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

以上が議案第6号の御説明でございます。

続きまして、議案第7号の御説明でございます。別冊の令和5年度西秋川衛生組合会計予算書を御覧ください。

まず、予算編成を行うに当たりましては、前年度に続きまして、各種業務について精査を行いまして、安全かつ安定したごみ処理及びし尿処理業務を効率的に行うために必要な経費を計上したものでございます。

それでは、御説明いたします。

初めに、1ページを御覧ください。予算総額は、第1条のとおり歳入歳出それぞれ14億7637万8000円となっております。

次に、予算書2ページ、3ページを御覧ください。この表は歳入歳出の款、項の総括表となっております。

次に、歳入について御説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。

款01負担金でございますが、議案第6号で御説明しましたとおり、今年度は11億7600万円を予定しております。

右ページ、節の項目は、負担金算出基礎が異なることから、ごみ処理及びし尿処理に係る負担金として区分しております。

次に、款02使用料及び手数料、目01廃棄物処理手数料2500万円は、右ページの説明欄01廃棄物処理手数料収入で、個人及び許可業者がごみを直接搬入した場合の処理手数料を昨年度までの搬入実績を踏まえ計上いたしました。

次に、款03繰入金、01施設運営基金繰入金1億9726万9000円は、右ページの説明欄02西秋川衛生組合施設運営基金繰入金ごみ処理、03同じくし尿処理でございます。こちらは先ほど御説明いたしました構成市町村負担金を平準化するために繰り入れるものでございます。

次に、款04繰越金、01繰越金600万円は、右ページの説明欄、01ごみ処理経費及

び02し尿処理経費の前年度繰越金でございます。

次に、款05諸収入、目01雑入の7210万9000円、主なものは右ページ説明欄、11有価物売却代で、金属・古紙類の資源物の売却代で、前年の売却実績を踏まえ計上したところでございます。

次に、歳出でございます。10ページ、11ページをお開きください。

まず、款01議会費、目01組合議会費ですが、議会運営のための経費で、主に議員報酬等について83万5000円を計上しております。

次に、款02総務費、目01組合事務所費1億2505万円は、総務事務経費、施設管理経費、職員等の人事管理経費などでございます。主なものについて11ページ説明欄により御説明いたします。

初めに、説明欄01総務事務経費ですが、主に組合の事務的経費について922万5000円を計上しております。このうち1296例規集データ化業務委託料108万7000円及び1297電子版例規集運用業務委託料51万7000円は、例規集のデータ化に伴う経費でございます。

1ページめくっていただきまして、13ページ説明欄を御覧ください。02企画計画経費ですが、今年度改定予定の公共施設等総合管理計画改定業務委託料等について490万円を計上しております。

次に、03施設管理経費ですが、主に施設内の緑地管理委託料等について928万6000円を計上しております。

次に、40一般職員人事管理経費ですが、一般職職員10人の給料、職員手当、各種負担金等8653万1000円を計上しております。

次に、41再任用職員管理経費ですが、再任用職員2人の給料、職員手当等608万9000円を計上しております。

次に、45地元対策経費ですが、主にごみ処理施設及び最終処分場に係る協定による地元自治会への交付金、また、冒頭で管理者から報告がありましたとおり、地域振興事業といたしまして、あきる野市において網代橋架け替えに先立つ撤去工事に係る設計業務が予定されていることに伴って、負担金等合計で815万9000円を計上しておるところでございます。

1ページめくっていただきまして、14ページ、15ページでございます。

款03廃棄物処理費、目01ごみ処理施設管理費6億8677万2000円は、ごみ処理管理経費、公害防止対策経費などがございます。主なものについて15ページの説明欄により御説明いたします。

01ごみ処理管理経費ですが、主にごみ処理施設の運営・維持管理業務、資源化施設の処理業務委託料等につきまして、6億8446万2000円を計上しております。この中で1292ごみ処理施設運営・維持管理業務委託料につきましては、昨年度より約1億4990万3000円増額しております。要因といたしましては、施設内の機器等の法定点検、定期整備、補修、機械の更新等が昨年より多いという年度に当たっております。委託料が増える、このような契約になっておるところでございます。

次に、02公害防止対策経費ですが、主に施設内の環境調査業務委託料等について218万円を計上しております。

次に、目02最終処分場施設管理費7457万4000円は、最終処分場を管理運営するための経費でございます。

15ページの説明欄を御覧ください。01最終処分処理経費ですが、主に最終処分場の再生事業等運営業務委託料等につきまして2802万6000円を計上しております。このうち1285第2御前石最終処分場再生事業等運営業務委託料等を計上しておるところでございます。

02公害防止対策経費ですが、環境調査業務委託料の経費で、最終処分場から発生するガス・浸出水処理施設からの処理水等の環境影響調査に係る経費について1728万6000円を計上しております。

次に、めくっていただきまして、17ページ説明欄を御覧ください。

03施設維持管理経費ですが、処分場の水処理設備の修繕料、緑地管理業務委託料につきまして、2926万2000円を計上しております。

次に、目03し尿処理施設管理費1億4042万6000円は、し尿処理場を維持管理するための経費でございます。主なものにつきましては、17ページ説明欄より御説明いたします。

01し尿処理管理経費ですが、処理場の管理経費として91万4000円を計上しております。

次の02公害防止対策経費ですが、し尿処理施設に係る臭気・水質及び助燃剤の分

析調査業務等環境調査業務委託料として241万8000円を計上しております。

次に、03施設維持管理経費ですが、光熱水費及び汚泥再生処理センター運転維持管理包括業務委託料等で1億2687万5000円を計上しております。

1ページめくっていただきまして、19ページでございます。

40一般職人事管理経費ですが、し尿処理業務に従事する担当職員の人件費を915万9000円計上しております。

45地元対策経費ですが、主にし尿処理施設に係る協定及び覚書により、地元町内会への交付金として106万円を計上しております。

次に、款04公債費、目01元金4億3058万9000円は、19ページ説明欄の01借入金、元金償還経費でございます。ごみ処理施設整備事業及び汚泥再生処理センター事業に係る財政融資資金及び東京都区市町村振興基金等の借入れに伴う元金償還金の経費でございます。

次の目02利子1313万2000円は、19ページ説明欄の01借入金、利子償還経費で、借入れに伴う利子償還経費でございます。

最後に、款05予備費は、ごみ処理施設とし尿処理施設の緊急時に備え、前年度同額500万円を計上いたしました。

なお、20ページから27ページに給与費明細書、28ページ、29ページは債務負担行為に関する調書、30ページは地方債に関する調書となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（窪島 成一議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。中村のりひと議員。

○6番（中村のりひと議員） 御説明ありがとうございました。

事務局長のほうから、11ページのところで、例規集のデータ化というお話があったのですが、全体の話として、ウェブサイトもサーバーのレンタルですとか入っているかと思えます。その辺りで今どこの議会のほうもタブレットを導入されているというようなところで、ウェブサイトのほうに極力情報が載っていれば、こういった紙のほうも削減できると思えます。

そういった中で、こういった予算書とか、例えば決算書とかも、ウェブサイトのほうに掲載するような形を取ればとは思いますが、その辺りはいかがで

しょうか。

○議長（窪島 成一議員） 事務局長。

○事務局長（田中 紀秀君） お答えいたします。

ただいまウェブのほうには例規集を載せるという予定になってございますが、今おっしゃっていただいたような予算とかそういったもの、今後検討させていただきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（窪島 成一議員） 中村のりひと議員。

○6番（中村のりひと議員） 御答弁ありがとうございました。

どうぞ検討よろしく願いいたします。

もう一点なのですけれども、負担金のほうが前年度から下がって、基金のほうから出すというところなのですけれども、前回の議会の中で松村議員のほうから質問があったのですけれども、平準化させていくというようなところで、毎年毎年負担金のほうも下がっていくというようなことになった場合、基金を毎年度毎年度これぐらい使うよこれぐらい使うよというふうに既に決まっているのか、それとも、ある程度このラインまで来たらやめますというような、その辺りの使い方、負担金のほうを平準化させるための使い方がもう既に決まっているのかどうか、教えていただければと思います。

○議長（窪島 成一議員） 事務局長。

○事務局長（田中 紀秀君） 負担金の平準化に伴う基金の充当というお話でございますが、先ほど議案第6号で御説明させていただきました※（2）負担金を基準額と定めたと申しあげましたけれども、この金額で当面、各構成市町村さんには負担をいただく、いわゆる今まではかかった経費から歳入を引いて、残った分、負担金をお願いしますよという形だったので、先ほど申しあげた基準額を当面の間続けるということなので、今後、当面の間は、構成市町村さんは今年度と同額の負担金をお願いするということでございます。

それに併せるような形で基金を入れていきますが、例えば今回も減額補正をしましたので、減額したときにもう一回基金に戻すとか、そういうことも今後やっていくうちにはあると思いますけれども、基本的には、先ほど当面の間と答弁では申し

上げたのですけれども、この当面の間というのは、この熱回収施設が20年契約で、令和15年までは通常に稼働して、経費のほうもあらかじめ算出がされているというところもありますので、そこを見越した計算をさせていただいて、残金を出していくというような形で今、計算をしているところで、やってみて、今回繰り入れました、補正で戻りましたというところを常に構成市町村さんとも協議をしながら、残金について調整をしていくというようなところでございますので、令和15年のところまでの計算を今、計画上しているというところでございます。

以上でございます。

○6番（中村のりひと議員） ありがとうございます。

○議長（窪島 成一議員） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪島 成一議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪島 成一議員） 討論なしと認めます。

本案2件を一括議題といたしましたが、採決については個別に行います。

これより、議案第6号、令和5年度西秋川衛生組合構成市町村負担金についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（窪島 成一議員） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。ありがとうございます。

続いて、議案第7号、令和5年度西秋川衛生組合会計予算の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（窪島 成一議員） ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

_____ ◇ _____

○議長（窪島 成一議員） 以上をもちまして、令和5年度第1回西秋川衛生組合議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和5年第1回西秋川衛生組合議会定例会を閉会いたします。御協力、大変ありがとうございました。

午後3時00分 閉議・閉会

_____ ◇ _____

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

西秋川衛生組合議会議長 窪 島 成 一

西秋川衛生組合議会議員 木 村 圭

西秋川衛生組合議会議員 宮 野 亨